

人身事故にもうひとつの安心

自動車事故費用共済



もし交通事故の当事者になってしまったら...

人身事故を起こしてしまい加害者になったとき、被害者へのお見舞い費用や香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。その場合、相手側への道義的責任(誠意)についての補償は自動車共済(保険)だけでは必ずしも十分とはいえません。

そんな「もしものとき」の経済的負担をサポートする共済が自動車事故費用共済です。

補償の内容 補償の種類 共済金額 300万円 の場合	負傷者が 契約者側 の場合		負傷者が 相手側 の場合 (契約者側に過失がある場合に限り)	
		300万円		合計 300万円 までの実費をお支払いします。
①死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	—		被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、事故日から180日以内に相手側に死亡者が生じたとき、1事故につき30万円をお支払いします。	
②死亡臨時費用共済金	—		被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、相手側負傷者が通算3日以上入院または通院をしたとき、1事故につき3万円をお支払いします。	
③後遺障害共済金 (障害級別による)	12万円~300万円		12万円~300万円 算定された額を限度として実費をお支払いします。	
④入院共済金 365日分 または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円		左記の日額により 合計 300万円 までの実費をお支払いします。	
⑤入院臨時費用共済金	—		被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、相手側負傷者が通算3日以上入院または通院をしたとき、1事故につき3万円をお支払いします。	

※相手側への各共済金は、領収書または証拠書類によって確認された実費の範囲内です。
※お支払いする共済金は契約者側・相手側を合わせて共済金額が限度です。

各種ご用意
共済金額 300万円のご契約のほかに
200万円・100万円のご契約プランがございます。
上記①~⑤の共済金は
共済金額 200万円の場合 ⇒ 共済金額 300万円の 2/3
共済金額 100万円の場合 ⇒ 共済金額 300万円の 1/3

車種別共済掛金と共済金額

区分	車種	ナンバープレート	共済金額と年間共済掛金		
			100万円	200万円	300万円
1	自家用乗用自動車	3××・5××	3,000円	6,000円	9,000円
2	自家用軽乗用自動車	5×× (軽)	1,500円	3,000円	4,500円
3	自家用普通貨物自動車 (2トン以下)	1××	4,500円	9,000円	13,500円
4	自家用普通貨物自動車 (2トン超)	1××	5,500円	11,000円	16,500円
5	自家用小型貨物自動車	4××	3,000円	6,000円	9,000円
6	自家用軽貨物自動車	4×× (軽)	1,500円	3,000円	4,500円

※上表の共済金額はお支払いする共済金の限度額で死亡事故共済金額を表示しています。

こんな時に共済金をお支払いします (例)

衝突事故を起こして相手がケガをした

歩行者をはねて相手がケガをした

自分が衝突されて自分と同乗者がケガをした

自損事故を起こして自分と同乗者がケガをした

この制度の特色

御見舞
御香典
平慰金

- 人身事故によるお見舞費用、弔慰金、香典料などの経済的負担にお役立ていただけます。
- 共済金は自動車共済(保険)とは関係なく契約者にお支払いいたします。
- 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 運転者の年齢に関係なく車種ごとに共済掛金は同じです。

用語の解説

共済契約者側の者... 被共済自動車に搭乗している者をいいます。ただし、被共済自動車に搭乗していない共済契約者、共済契約者の同居の親族、共済契約者が雇用している者および共済契約者が届け出している運転者を含めます。
相手側の者... 被共済自動車に搭乗していない者をいいます。ただし、共済契約者、共済契約者の同居の親族、共済契約者が雇用している者および共済契約者が届け出している運転者を除きます。
経済的負担... 事故による損害で社会通念上妥当と認められる香典供花料、葬儀関係諸支出、共済契約者の示談費用または弁護士費用、共済契約者の逸失利益、諸雑費(事故処理のために要した費用)をいいます。
事故... 被共済自動車の運転に起因する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

出資金

組合にご加入の際は出資1口(1,000円)をお預かりいたします。また、脱退される場合はお返しいたします。
※中小企業の事業者以外の方は員外利用者となりますので出資は必要ありません。

共済掛金の口座振替特約

共済掛金のお支払いは「安心・安全・簡単」な口座振替特約をご利用ください。

口座振替日

共済期間開始月 翌月の27日
27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

収納代行会社

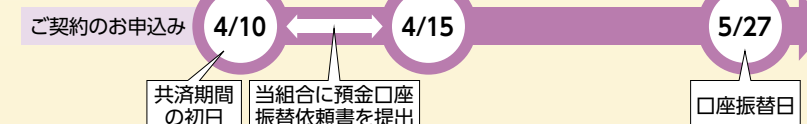
明治安田収納ビジネスサービス株式会社
預金通帳には「MBS.セイメイキョウサイ」と表示されます。

共済掛金の口座振替スケジュール

【共済掛金の払込みに関する特約、追加共済掛金の払込みに関する特約】

【共済期間の初日が4/10の場合】

ご契約時に現金をご用意いただく必要がありません。共済期間開始月の翌月の27日に共済掛金を口座振替によりお支払いいただけます。



- 共済責任は共済期間の初日から有効となります。
- ご契約者様のご都合で指定の口座から振替が不能となった場合、お申し込みいただきましたご契約が失効となる場合がありますのでご注意ください。
- この口座振替は自動継続ではありません。ご継続時にはご契約内容についてご契約者様のご意向に沿っているかを確認後、ご継続の手続きをお願いしています。

運転者の範囲

個人でご契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- ① 共済契約者(理事、取締役など)
- ② 共済契約者が雇用する者
- ③ 上記以外の届出運転者(2名まで)

個人事務所契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 共済契約者が雇用する者
- ④ 上記以外の届出運転者(2名まで)

万一事故が発生した場合は

- 万一事故が発生した場合は、代理所(商工会議所、商工会、事業協同組合等)または当組合へご連絡をお願いいたします。

共済期間および補償の開始

- この共済の共済期間(共済のご契約期間)は1年間です。
- 補償の開始は始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
- ※ 共済契約申込書に開始時刻と異なる時刻が記載されている場合にはその時刻になります。

共済金をお支払いできない主な場合

- 次の1.から11.までのいずれかに該当する事由
 1. 運転者の故意
 2. 傷害を被った者の故意
 3. 共済契約者(共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)または共済金を受け取るべき者(共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)の故意または重大な過失。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 4. 運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、法令に定められた規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた共済契約者側の傷害
 5. 運転者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 6. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 7. 台風もしくは高潮または洪水
 8. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 9. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 10. 6.から9.までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混

乱に基づいて生じた事故

11. 9.以外の放射線照射または放射能汚染

- 次の1.から3.までのいずれかに該当する間に生じた被共済自動車の事故
 1. 運転者が被共済自動車をういて競技等をしている間
 2. 運転者が被共済自動車をういて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により被共済自動車を_using_している間
 3. 運転者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、被共済自動車をういて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により被共済自動車を_using_している間
- 傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 共済契約者または被共済自動車の運行管理者が、被共済自動車を常に安全運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠った場合

重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
 - ② 共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
 - ③ ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- 上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 当組合は、いつでも共済契約に関して必要な調査をすることができます。また、共済契約者が正当な理由がなく調査を拒んだ場合、共済契約者に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。
- 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。
- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- 共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付されている項目が通知事項となります。
- このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

当組合への苦情またはご相談、ご要望等は下記までご連絡ください。

新潟県火災共済協同組合 お客様相談窓口

0120-025-744(通話料無料)

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合との間で問題を解決できない場合は下記でも苦情およびご相談を受け付けております。

全日本火災共済協同組合連合会(日火連) 火災共済相談受付センター

0120-511077(通話料無料)

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

当組合および日火連が連携を図りながら対応いたしますが、解決できない場合には下記へご相談いただくこともできます。

一般社団法人日本共済協会共済相談所

TEL 03-5368-5757

【受付時間】平日 午前 9:00～午後 5:00
(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

詳細については、取扱代理所または当組合にお問合せください。

新潟県火災共済協同組合

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】平日 午前 8:30～午後 5:15(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理所